

持続可能な社会を担う人を育むための原則

2013年5月
社会的責任に関する円卓会議
旧「人を育む基盤の整備WG」

■背景

持続可能な社会の発展のためには、子どもから成人、高齢者に至るまで、より多くの市民が、自らの役割を認識し、行動することが重要です。

そのような「市民の輪」を広げていくため、学校教育や政府・地方自治体による啓発活動のみならず、消費者団体、NPO・NGO、事業者・事業者団体、労働組合等のステークホルダーも、人材育成の一翼を自主的に担っていくことが求められています。

このような認識の下、「社会的責任に関する円卓会議」の旧「人を育むWG」有志チームでは、今般、「持続可能な社会を担う人を育むための原則」を取りまとめました。教育関係者はもちろん、これまで教育に従事してこなかった方々も、本原則を尊重し、持続可能な社会を担う人を育む活動に携わっていただきたいと考えます。

■原則

持続可能な社会の構築に向け、自らの役割を認識し、主体的に行動する市民の輪を広げるため、以下の原則を尊重しながら、人を育む活動に取り組みます。

原則について

持続可能な社会を担う人を育むために、「大切にしたい3つの考え方」と「3つの考え方を実現するために」をまとめました。現在、人を育むための教育は消費者教育、市民教育、あるいは環境教育など様々に存在しますが、これらの教育に「大切にしたい3つの考え方」と「3つの考え方を実現するために」を取り入れることによって、持続可能な社会を担う人を育むことを期待します。

大切にしたい3つの考え方

持続可能な社会の発展を担う人を育むうえで、大切にしたい3つの考え方を示すものです。

1. 人をいつくしむ

わたしたちは、地球上のすべての人間の尊厳を基本に、自己のみならず他者の主体性や価値観を尊重する人を育てていきます。

2. 未来につなぐ

わたしたちは、祖先から受け継いできた環境や社会、文化を健全に未来につないでいく人を育てていきます。

3. 自ら行動する

わたしたちは、持続可能な社会の発展に向けて、自らの役割に気づき、他者と協働して

行動する人を育んでいきます。

3つの考え方を実現するために（大切にしたい3つの取り組み方）

人をいつくしむ、未来につなぐ、自ら行動する人を育むためには、以下のようなかたちで進めることが有効です。

1. 動いてみて、肌で感じる（自ら動き、体験する）

座学も必要ですが、自ら足を運んで、問題解決に取り組んでいる人に出会ってみる、自然の中に身をおく、野菜を自分で育ててみるなど、行動することで得た学びは、単なる知識にとどまらず、思いや意思、想像力を育みます。

2. 多様な人とつながる

学ぶ人、学びを促す人にとって、連携・協働は有益です。多様な立場、多様な世代の人々と向き合い、互いに意見を述べ、互いに尊重しあうことで、環境や社会、文化を未来につなぐ力と関係性を育みます。

3. 広く伝える

わたしたちは、ともに学び、行動したことを多くの人に伝え、社会全体で共有します。また、共有した事例は、ともに次の学びと行動に活かしていきます。

■この原則に関連する法律

○消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）

消費者教育を、総合的かつ一体的に推進し、国民の消費生活の安定向上に寄与することを目的とする法律です。

基本理念として、知識だけでなく行動に結びつけうる実践的な能力と、主体的に消費者市民社会の形成に参画・寄与できる能力の育成を掲げています。

（消費者庁と文部科学省とが連携し、幅広い意見を聞きながら消費者教育の推進に関する基本方針を策定することや、学校、大学等、地域、職域等で消費者教育を推進するために国や地方公共団体が実践すべき事項を示すとともに、人材の育成も義務付けています。）

○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定め、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律です。

基本理念として、環境教育等は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重しつつ、持続可能な社会の構築のために多様な主体が適切な役割を果たし、対等の立場で相互に協力して行われるものとしています。

（国において基本方針を定め、学校、職場等あらゆる場における環境教育等の方針を示すとともに、環境教育等支援団体の指定、人材認定等事業の登録等についても定めています。）